

静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、社会福祉事業者（以下「事業者」という。）の提供する福祉サービスの質を公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）」に関する県の基本的な方針を定めるとともに、これを推進することにより、事業者の適切な事業運営の確保とサービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において使用する用語の意味は、次のとおりである。

① 事業者

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等

② 第三者評価事業

社会福祉法人等が行う社会福祉事業の福祉サービスの質を、県の認証を得た第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、これを公表する事業

なお、評価の対象となる福祉サービスの種別は別表のとおり

③ 評価機関

県の認証を得て福祉サービスの評価事業を行う公正中立な第三者機関

④ 評価業務

福祉サービスを提供する事業者に対して、評価機関が書面調査及び訪問調査等の手法により、事業運営やサービスの質を評価基準に基づき客観的な立場から評価すること

⑤ 評価調査者

県が定めた資格基準を満たし、評価業務を行う者

第3 第三者評価事業の推進（県の役割）

県は、第三者評価事業の推進のために、次の業務を行う。

- ① 評価機関の育成及び認証基準の作成並びに認証
- ② 評価機関更新時研修プログラムの作成及び実施
- ③ 評価基準の作成及びその改定
- ④ 評価調査者研修プログラムの作成及び実施
- ⑤ 評価調査者の資格基準の作成
- ⑥ 評価結果に関する公表基準の作成及びその公表

- ⑦ 第三者評価事業に関する啓発普及及び苦情等への対応

第4 第三者評価推進委員会

県は、第三者評価事業の具体的な実施内容を検討するため、有識者による福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

- 2 推進委員会は、第3に定める第三者評価事業に関する各種の基準等の制定とその推進方法等に関する検討を行い、県に対して意見を述べる。
- 3 委員会の委員は、学識経験者、利用関係者、事業者等で構成する。

第5 評価機関の育成と認証

県は、第三者評価事業に関する研修会や説明会等を通じ評価機関の育成を図る。

- 2 また、評価機関の組織体制や評価調査者の配置等の基準により、その適格性について審査し、評価機関の認証を行う。
- 3 認証した評価機関に対しては、事業者との契約及びサービス内容の質や事業運営の状況についての評価業務が適正かつ公正中立に行われるよう指導を行うとともに、研修プログラムを作成して更新時研修を実施する。

第6 評価基準の作成及び評価方法

県は、評価機関が適切に評価業務を行えるよう、また、第三者評価事業を統一かつ効果的に実施するために、施設の種類ごとに、評価項目と評価方法を記載した評価基準を定める。

- 2 評価項目は、次の内容とする。
 - ① 福祉サービスの基本方針と組織に関する事項
 - ② 組織の運営管理に関する事項
 - ③ 地域との関わりに関する事項
 - ④ 適切なサービスの実施に関する事項
 - ⑤ 良質な個別サービスの提供に関する事項
- 3 評価は、次の方法を基本として実施するものとする。
 - ① 評価基準に関する調査は、書面調査及び訪問調査により実施すること。
 - ② 書面調査は事業者による自己評価、訪問調査は評価調査者による実地調査とすること。
 - ③ 利用者のサービス等に関する意向を把握する利用者調査を実施すること。
- 4 評価に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ① 評価調査者は、自らが関係する事業者の第三者評価を行わないこと。
 - ② 第三者評価のとりまとめは、評価調査者の合議によって行うこと。

第7 評価結果の公表

県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準を作成するとともに、これに基づき評価結果を公表し、併せて、事業所の所在する市町村に対しても情報提供するなど、地域住民等に対して周知、広報するとともに、利用者の適切な選択を実現するよう努めるものとする。

- 2 第三者評価の評価結果の公表手順は、次のとおりとする。
 - ① 評価機関は、評価実施後その結果を取りまとめ、事業者の同意を得た上で、その結果を公表基準に従い公表するものとする。
 - ② 評価機関は、同時に公表内容を県に報告する。
 - ③ 県は、評価機関からの報告内容を公表する。
- 3 評価結果の公表について事業者の同意を得ていない場合は、その結果は公表しないものとする。

第8 評価調査者養成研修等

県は、評価機関の評価業務を担当する評価調査者の養成とその資質の向上を図るため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修のプログラムを作成するとともに、両研修を実施する。

- 2 両研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者を講師として実施するものとする。

第9 情報提供及び普及啓発等

県は、県推進組織及び認証した評価機関に関する事項について情報提供を行うものとする。

- 2 県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解と事業者の受審促進を図るため、普及啓発に努めるものとする。
- 3 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、相談窓口を設け、適切に対応するものとする。
- 4 県は、認証した評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

第10 その他

この要綱の実施に関して必要な事項については、推進委員会の意見を踏まえ、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

評価の対象となる福祉サービスの種別

サービス種別	評価基準・評価方法及び特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 障害者福祉サービス ・ 障害児福祉サービス ・ 高齢者福祉サービス（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・訪問介護事業所・通所介護事業所） ・ 救護施設 ・ 放課後児童クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本要綱第 6 条評価基準の作成及び評価方法による実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受審の義務化 （平成 23 年 9 月 1 日付け雇児発 0901 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） ・ 全国共通の第三者評価基準による実施 （平成 30 年 3 月 30 日付け子発 0330 第 8 号、社援発 0330 第 42 号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知） <p>※当該施設の第三者評価事業の効果的な実施に当たっては、推進委員会の意見を踏まえ実施するものとする。</p>